都市計画説明会に関する記録
（千葉市都市計画公聴会等運営要綱第１２条第２項の規定による記録）

項　　目		内　　容
（１）	素案の種類及び名称	①千葉都市計画地区計画 （蘇我副都心臨海地区） ②千葉都市計画地区計画 （ちばリサーチパーク千葉地区） ③千葉都市計画地区計画 （千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区）
（２）	素案の概要	①蘇我副都心臨海地区 賑わいの形成に重点を置いた土地利用を図るため、Ｃ－１ゾーンとＣ－２ゾーンを統合してＣゾーンとする変更を行い、また、建築基準法が一部改正され、同法と地区計画の規定に項ずれが生じたことから、両者の整合を図るため、建築物等の用途の制限の変更を行う。 なお、町丁目の表記に錯誤があったことから、地区計画の位置の一部表記を変更するとともに、建築物等の用途の制限について「自動車修理工場以外の工場」に関する制限の変更をあわせて行う。 ②ちばリサーチパーク千葉地区 建築基準法が一部改正され、同法と地区計画の規定に項ずれが生じたことから、両者の整合を図るため建築物等の用途の制限の変更を行う。 ③千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区 建築基準法が一部改正され、同法と地区計画の規定に項ずれが生じたことから、両者の整合を図るため建築物等の用途の制限の変更を行う。
（３）	都市計画説明会の日時及び場所	日時：令和元年 10 月 26 日（土） 10:00 から 10:45 場所：千葉市中央コミュニティセンター２階 「千葉市国際交流プラザ第１・２会議室」 （中央区千葉港２番１号）
（４）	出席者の人数	出席者５名 〈参考〉ホームページへのアクセス件数 84 件
（５）	出席者が述べた質疑又は意見の要旨	別表のとおり
（６）	前号の内容に対する市の回答又は見解	別表のとおり

別表

（５）出席者が述べた質疑又は意見の要旨	（６）前号の内容に対する市の回答又は見解
１　千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区について、工業団地ということだが、開業はいつ頃を予定しているのか。	１　開発行為は来年（令和２年）３月末くらいに完了すると聞いている。その後、開発事業者が誘致する事業者へ土地を引渡すという流れになると思うが、開業時期までは把握していない。
２　蘇我副都心臨海地区について、Ａゾーンで事務所等さまざまな用途を建築できるが、Ａゾーンにおいて募集や誘致の動きがあるのか。	２　今回の地区計画の変更は、あくまでＣゾーンの統合による建築制限の変更を主眼としており、Ａゾーンについて土地所有者から誘致などの話は聞いていない。
３　Ｃゾーンで誘致の動きがあるのか。	３　土地所有者が誘致を検討している。
４　店舗等が入るということか。	４　土地所有者が今回変更する地区計画の制限範囲内で考えていると聞いている。